

消費料金未払損害賠償訴訟 -最終勧告書-

訴訟番号 都 59438917 ほ

貴殿が利用された総合消費サービスの消費料金未払事案を、この度、民事事件として管轄裁判所にて訴訟提起した旨、本勧告書をもって通知する。本勧告書は貴殿に対する最終勧告とし、貴殿より回答無き場合は、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所執行官が立会いの下、貴殿の動産物、不動産物、給与等所得の差し押さえを強制執行措置として差し押さえることとなる。また、原告側では、貴殿の不法な遅滞不履行により、多大なる損害が生じている状況である。よって、本最終勧告書をもって、誠意ある対応が無き場合には、貴殿の不履行により生じた損害についても被害回復として損害賠償訴訟を原告側は提起する。これも前述同様に訴訟判決確定後、裁判所執行官が立会いの下、強制執行措置となる旨通知する。尚、本最終勧告書の主旨としては、原告側より貴殿が損害をもたらした事項についての誠意ある謝罪がある場合に限り、本訴訟、並びに強制執行措置の取り下げとして、和解合意締結を行うことが確約されている。和解が成立された段階で貴殿に対する、訴訟関連の手続き一切が破棄され、今後、本事案に関する記録は抹消となる。貴殿に瑕疵責任が無く、何らかの事由により消費料金の不履行が生じたことであれば、訴訟判決が確定する現段階にて首都国民管財組合まで至急連絡されたし。尚、連絡の際は個人情報保護法に基づき、貴殿以外の第三者への本事案に関する一切の情報開示は行っていない為、貴殿より連絡をすることが必須である旨通知する。

訴訟取り下げ和解合意締結期日 平成 29 年 12 月 15 日 (金)

■首都国民管財組合 東京第二事業部 訴訟係

■主任担当者：大川 兼吾 副担当者：富崎 千春

■〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング

■和解相談窓口：03-6741-

■営業受付時間：平日 10:00～18:00 土日祝日：休業